

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類          | 小分類   | Q(質問)   | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ   | 更新情報 |
|------|--------------|-------|---|---|--------------------|------|
| 1-1  | 集積所への<br>出し方 | 回収日   | びん・かん・ペットボトルの資源回収日は変わらず、食品用トレイとプラスチック製ボトル容器の回収日が、段ボール・紙・布類の資源回収日に変わるということですか。 | 「びん・かん・ペットボトル」の資源回収日はこれまでと同じです。また、食品用トレイとプラスチック製ボトル容器を含めた「資源（プラスチック）」の回収日は、「段ボール・紙・布類」の資源回収日と同じ日となります。また、この回収日は、他区の例やごみ集積所の状況を確認し、「びん・かん・ペットボトル」よりも、「段ボール・紙・布類」の方が量が少ないことを踏まえたものとなっております。   |                    | 7/10 |
| 1-2  | 集積所への<br>出し方 | 回収時間  | プラスチック資源回収の回収時間はどのようになりますか。   | 他の資源回収などと同様に、回収日当日、午前8時までに集積所へ出してください（池袋駅周辺繁華街地域は午前7時30分）。回収の時間については、道路状況（天候、渋滞、道路工事等）や回収エリアを効率よく回るため、必ず同じ時間帯とは限りません。また、回収時間のご要望は受け付けていないので、回収日当日、朝8時（池袋駅周辺繁華街地域は午前7時30分）までに出すようご協力をお願いします。 |                    | 8/4  |
| 1-3  | 集積所への<br>出し方 | 出す時の袋 | プラスチック製品、トレイ、チューブ類、キャップ類、発泡スチロールなどを出すときは別々の袋に入れて出さなくてははいけませんか。                | 一つの袋に、まとめて入れてお出してください。（資料やお知らせなどでは「資源（プラスチック）」として出せる品目を説明するために、あえて分類しています。）   | P13、P16<br>P19、P20 |      |
| 1-4  | 集積所への<br>出し方 | 出す時の袋 | どのような袋で出せば良いですか。  | 中身が見える透明または半透明の袋でお出してください。燃やすぐみを出すときによく使用されている45ℓの袋や、レジ袋でもお出しいただくことができます。中身の見えない色の付いた袋では出さないでください。  | P19                |      |
| 1-5  | 集積所への<br>出し方 | 出す時の袋 | 高齢者住宅のため、1人当たりだと袋は小さくなるが、小さいまま排出してよいですか。                                      | 透明又は半透明の袋であれば、小さな袋でも問題ありません。各家庭ごとに、排出量に応じた袋を使用してください。   |                    | 7/10 |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類          | 小分類   | Q(質問)   | A(回答)  | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報         |
|------|--------------|-------|---|--|------------------|--------------|
| 1-6  | 集積所への<br>出し方 | 出す時の袋 | 袋は透明であればよいですか。また、よくある白色のレジ袋はよいですか。区の指定袋はありますか。                        | 中身を確認することができれば、白いレジ袋でも回収します。中身が確認できない濃い色の袋が出ている場合には回収しないので、使用は避けてください。なお、プラスチックを入れる袋について、区の指定はありません。 |                  | 7/10         |
| 1-7  | 集積所への<br>出し方 | 出す時の袋 | なぜ二重袋にしてはいけないのですか。  | 資源化施設での分別作業（袋を破く作業）への影響が想定されるためです。なお、「燃やすごみ」については、これまで通り二重袋でお出しいただいても問題ありません。                        | P19              |              |
| 1-8  | 集積所への<br>出し方 | 出す時の袋 | 発泡スチロールを袋の中で割り、さらにプラスチックをまとめている袋に入れると二重袋になりますが、二重袋で出してよいですか。          | 大き目の袋に発泡スチロールを入れて砕き、その袋の中に他のプラスチックも入れて出してください。   |                  | 7/10         |
| 1-9  | 集積所への<br>出し方 | 出す時の袋 | プラスチックを出すための袋は区からもらえますか。  | 区から提供する予定はございません。「燃やすごみ」用のごみ袋やレジ袋などをご使用ください。   |                  |              |
| 1-10 | 集積所への<br>出し方 | 出す時の袋 | 他区の場合、袋に入れずに大きなプラスチックをそのまま排出できますが、豊島区は袋に入れないといけませんか。                  | 30cmを超えるプラスチックは原則「粗大ごみ」として出してください。ただし、利用頻度が高い発泡スチロールについては、砕くことが難しい場合はそのまま大きな袋に入れて出してください。            |                  | 7/10脱<br>字訂正 |
| 1-11 | 集積所への<br>出し方 | 出す時の袋 | マンションの場合、各家庭から、資源プラスチックのいったレジ袋をまとめて、大きな袋に入れると、二重袋になってしまいますが構わないでしょうか。 | 選別・保管施設での影響が出るため、なるべく二重袋での排出は避けてください。小さな袋のまま出ても回収します。  |                  | 8/4          |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類          | 小分類          | Q(質問)                                  | A(回答)  | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|--------------|--------------|--|--|------------------|------|
| 1-12 | 集積所への<br>出し方 | コンテナ・<br>ネット | びん・かん・ペットボトルを出す際には、今までどおりコンテナが設置されますか。 | 「資源（びん・かん・ペットボトル）」をお出しいただく日には、今までどおりコンテナを設置します。トレーやプラスチック製ボトルの回収用ネットについては設置いたしません。「資源（プラスチック）」の日に袋に入れてお出しください。   | P12              |      |
| 1-13 | 集積所への<br>出し方 | コンテナ・<br>ネット | 現在使用しているトレーやプラスチックボトル用のネットはどうなりますか。    | 現在、「びん・かん・ペットボトル」の日に使用している、トレーやプラスチックボトルの回収用のネットは、モデル事業開始後は使用しません。トレー、プラスチックボトルは、「資源（プラスチック）」の回収日に、他の「資源（プラスチック）」と一緒に透明または半透明の袋に入れてお出しください。<br>大規模な集合住宅で建物内に保管場所がある場合は、その集合住宅の運用としてネットなどを活用して「資源（プラスチック）」を保管していただいても構いません。最終的には袋に入れてお出しください。 |                  |      |
| 1-14 | 集積所への<br>出し方 | 散乱防止         | 袋で出したプラスチックが風で飛ばされないか心配です。             | プラスチックは軽いため、風で飛ばされる可能性があります。防鳥ネットをご活用ください。<br>ご希望があれば豊島清掃事務所、環境政策課、東部区民事務所、西部区民事務所で貸出しています。貸し出しは2世帯以上が使用している集積所が対象です（戸別収集のご家庭は対象外となります）。   | P20              |      |
| 1-15 | 集積所への<br>出し方 | カラス除け<br>ネット | カラス除けのネットは、プラスチックの日に使っても大丈夫ですか。        | カラス除けのネット（防鳥ネット）をご活用いただいて大丈夫です。  | P20              |      |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類          | 小分類           | Q(質問)  | A(回答)  | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|--------------|---------------|--|--|------------------|------|
| 1-16 | 集積所への<br>出し方 | カラス除け<br>ネット  | 防鳥ネットはどのような集積所でも貸し出し<br>可能ですか。   | 2世帯以上が利用しているごみ集積所に対して防鳥ネットを<br>貸し出しています。貸出場所は、豊島清掃事務所、東部区民<br>事務所、西部区民事務所及び区役所6階の環境政策課となり<br>ます。                         |                  | 7/10 |
| 1-17 | 集積所への<br>出し方 | カラス除け<br>ネット  | 防鳥ネットは、2世帯以上が使用のごみ集<br>積所でないと貸し出してもらえないとのとこで<br>すが、1世帯のみの集積所の場合は、どうし<br>たらいいですか。 | 防鳥ネットは数に限りがあるため、2世帯以上のごみ集積所へ<br>の貸し出しとさせていただいております。1世帯のごみ集積所<br>の場合は、ポリ容器の中に入れてたり、石を置くなど少し押さ<br>えるもので袋が飛ばないように措置をお願いします。 |                  | 9/8  |
| 1-18 | 集積所への<br>出し方 | カラス除け<br>ネット  | 区から貸し出された防鳥ネットの管理は誰が<br>するようになりますか。  | ごみ集積所は、地域の皆様が管理することとなっていますの<br>で、防鳥ネットについても同様に、ごみ集積所を利用されて<br>いる皆様が話しあって管理していただくようになります。                                 |                  | 9/8  |
| 1-19 | 集積所への<br>出し方 | 出し方の<br>注意点   | 「段ボール・紙・布類」と「資源（プラス<br>チック）」を同じ日に出す際に注意すること<br>はありますか。                           | 「段ボール・紙・布類」と「資源（プラスチック）」は回収<br>業者が異なるため、同じ場所に分けて置いてください。   | P20              |      |
| 1-20 | 集積所への<br>出し方 | 回収されるか<br>どうか | プラスチック以外のものが入っていた場合は<br>回収されませんか。  | 明らかにプラスチック以外のものが入っている場合は、警告<br>シールを貼ってその場に残し、分別してから再度お出しいた<br>だくようお願いする場合があります。  |                  |      |
| 1-21 | 集積所への<br>出し方 | 回収されるか<br>どうか | 回収の対象外となる品目を混在して出した場<br>合、回収されますか。   | 明らかに回収対象外のものが多く入っている場合は、警告<br>シールを貼ってその場に残し、分別してから再度お出しいた<br>だくようお願いする場合があります。   |                  |      |
| 1-22 | 集積所への<br>出し方 | 回収されるか<br>どうか | トレーやプラスチック製ボトルを「びん・か<br>ん・ペットボトル」の日に出してしまったら<br>回収されなくなりますか。                     | 警告シールを貼ってその場に残し、「資源（プラスチッ<br>ク）」の日に再度お出しいただくようお願いすることとなり<br>ます。  |                  |      |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類      | 小分類       | Q(質問)   | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|----------|-----------|---|---|------------------|------|
| 1-23 | 集積所への出し方 | 回収されるかどうか | 汚れたプラスチックが混じていた場合は回収されませんか。                                 | 明らかに汚れたプラスチックが大量に入っている場合は、警告シールを貼ってその場に残し、分別してから再度お出しいただくようお願いする場合があります。  |                  |      |
| 1-24 | 集積所への出し方 | 回収されるかどうか | 事業所から出るプラスチックを資源として出せますか。                                   | 事業活動によって発生する資源は、排出する事業者が自らの責任で処理することが法律で定められています。許可業者に委託するなどして処理してください。<br>現在、有料ごみ処理券を貼ってごみや資源を区の収集に出している場合は、「資源（プラスチック）」も同じように有料ごみ処理券を貼ってお出してください。 |                  |      |
| 1-25 | 集積所への出し方 | 回収されるかどうか | 「燃やすごみ」やペットボトル、弁当容器など分別できていないものを1つの袋に入れて出す場合、ペナルティなどはありますか。 | 分別ができていない袋には、警告シールを貼って残します。しかし、その袋を引き取る人がいなかった場合は、区がその袋を回収して調査し、排出者が分かれば、その袋を返すとともに直接指導を行っています。これまでにペナルティを課したことはありません。                              |                  | 8/4  |
| 1-26 | 集積所への出し方 | 燃やすごみ     | 「燃やすごみ」の中にプラスチックが混ざっている場合は、収集されませんか。                        | 「燃やすごみ」の中にプラスチックが入っている場合は、そのまま収集します。「プラスチック（資源）」が混在しているか一袋ずつ点検することは困難ですので、分別について周知を徹底していきます。  |                  |      |
| 1-27 | 集積所への出し方 | 燃やすごみ     | プラスチック資源回収が始まった後も、燃やすごみはプラスチックの袋に入れて出すことはできますか。             | 「燃やすごみ」を出す際は、これまでどおりプラスチック製の袋に入れてお出してください。  |                  |      |
| 1-28 | 集積所への出し方 | 燃やすごみ     | レジ袋はプラスチック資源になるとのことですが、「燃やすごみ」として出してはいけないのですか。              | 燃やすごみが少量の場合や、生ごみや水気のあるものを入れる場合などに、レジ袋を「燃やすごみ」として使用していただくことは問題ありません。   |                  | 7/10 |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類          | 小分類 | Q(質問)  | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|--------------|-----|--|---|------------------|------|
| 1-29 | 集積所への<br>出し方 | 集積所 | プラスチック類はかさばるので、通行の妨げになるかもしれません。集積所の場所の変更などは検討していますか。       | 集積所については地域の方の話し合いで決めていただいています。交通上支障がありましたら、集積所を分けることもできますので、まずは地域の方で話し合ってください、その上で清掃事務所へご相談ください。  |                  |      |
| 1-30 | 集積所への<br>出し方 | 集積所 | 「資源（プラスチック）」は、集積所のごみ保管ボックスの外に出すとのことですが、保管庫の中まで確認してくれませんか。  | ごみ保管ボックスは、「燃やすごみ」、「金属・陶器・ガラスごみ」を入れるためのものです。資源回収時にボックスの中は確認しないので、「資源（プラスチック）」は他の資源と同様に必ずボックスの外に出してください。  |                  | 7/10 |
| 1-31 | 集積所への<br>出し方 | 集積所 | 現在家の前に「ごみ」や「資源」を出していますが、プラスチックを入れた袋を家の前に出せばよいですか。          | 他の「資源」や「ごみ」と同じく、家の前に出していただければ回収します。   |                  | 7/10 |
| 1-32 | 集積所への<br>出し方 | 集積所 | 戸別集積所であり、燃やすごみは、自宅の前に出していますが、資源（プラスチック）は近くの一般集積所に出してよいですか。 | 集積所は、地域の話し合いで決められており、集積所の設置・変更の際には、豊島清掃事務所への届出が必要となります。<br>戸別集積所の多くは、燃やすごみと資源は同じ場所となっています。しかし、中には燃やすごみは戸別集積所で、資源は一般集積所に出しているところもあります。<br>集積所に関して不明な点等がある場合は、豊島清掃事務所にお問い合わせください。 |                  | 8/4  |
| 1-33 | 集積所への<br>出し方 | 集積所 | 排出状況が悪い集積所があり、気になるのですが、どうすればよいですか。                         | 恒常的に排出状況が悪い集積所がある場合、豊島清掃事務所にご相談いただければ、集積所や排出者等を調べて排出指導を行います。  |                  | 8/4  |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類          | 小分類   | Q(質問)  | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|--------------|-------|--|---|------------------|------|
| 1-34 | 集積所への<br>出し方 | ごみ保管庫 | マンションの管理人ですが、居住者には集積所へ出す前にマンション内のごみ庫にごみ・資源を排出してもらっています。びん・かん・ペットボトルはごみ庫の中にコンテナを設置していますが、プラスチック資源も同じように、ごみ庫の中に設置するコンテナを借りることはできますか。 | プラスチック資源については、袋で出してもらうように案内していますので、可燃ごみ用ポリ容器の一部をプラスチック資源回収用に転用してください。<br>大型マンションなどの大規模集合住宅では、ごみ保管場所の面積やごみ・資源の排出方法などが、個々のマンションによって異なります。そのため一定規模以上のマンションについては、現在区職員が訪問して、管理人（又は管理会社）等にプラスチック資源回収に関する説明を行い、管理人等に排出方法等を検討していただいています。このため、個々のマンションにおいて排出ルール等が決まりましたら、そのルールに従ってプラスチックを出していただくようお願いいたします。 |                  | 8/4  |
| 2-1  | 分別の方法        | 製品プラ  | プラスチックの定義について、「プラマーク」の表記がないものは、どのように分別したらいいですか。  | 「製品プラスチック」の場合は、「プラマーク」の表記がありません。そのため、見た目でプラスチックと思われるものは「資源（プラスチック）」としてと出していただいて問題ありません。中間処理施設においてリサイクルできるものとそうでないものを選別します。ただし、判断に迷う場合は「燃やすごみ」として出してください。  |                  | 7/10 |
| 2-2  | 分別の方法        | 色     | プラスチック資源の色は、関係なく出しているのですか。   | プラスチックの色は何色でも問題ありません。しかし、汚れが付着している場合は落としてから「資源（プラスチック）」として出してください。汚れが取れない場合は「燃やすごみ」として出してください。  |                  | 7/10 |
| 2-3  | 分別の方法        | 素材    | ポリプロピレンは、プラスチックですか。  | 「資源（プラスチック）」として出せます。  |                  | 7/10 |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類   | 小分類         | Q(質問)   | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|-------|-------------|---|---|------------------|------|
| 2-4  | 分別の方法 | 素材          | ポリカーボネートはプラスチックですか。また、ナイロンロープはプラスチック資源に出せますか。                         | ポリカーボネートは、プラスチックの1つの種類で、CDやDVDの素材の1つでもあり、「資源（プラスチック）」として出せます。また、ナイロンもプラスチックの1つの種類ですので、ナイロンロープも「資源（プラスチック）」の対象となりますが、30cmを目安に切ってから出してください。                     |                  | 9/8  |
| 2-5  | 分別の方法 | 素材          | 木質系プラスチックは、「資源（プラスチック）」として出せますか。                                      | 木質系プラスチックとしては、「木材・プラスチック複合材」などがあり、デッキやルーバー・フェンスなどの建築資材などに多く使用されています。分別する際は、30cmを超えるものは「粗大ごみ」、30cm以下の場合は「資源（プラスチック）」となります。また、木製のスプーンやフォークなどは「燃やすごみ」として出してください。 |                  | 9/8  |
| 2-6  | 分別の方法 | 素材          | プラスチックには、PPやPEなど様々な種類がありますが、一緒に1つの袋に入れて出していいますか。                      | プラスチックには、様々な種類がありますが、まとめて一緒に1つの袋に入れて出してください。種類ごとに分ける必要はありません。   |                  | 8/4  |
| 2-7  | 分別の方法 | バイオマスプラスチック | ドレッシングボトルに「バイオマスプラマーク」が付いている場合があります。このようなバイオマスプラスチックは、プラスチックとして出せますか。 | 「バイオマスプラマーク」は、植物等のバイオマス(生物資源)を原料としたプラスチックのことです。これに「プラマーク」が併せてついている場合は、「資源（プラスチック）」として出すことができます。よって、「プラマーク」があるかないかをご確認ください。                                    |                  | 8/4  |
| 2-8  | 分別の方法 | 劣化したプラスチック  | 劣化したプラスチック（洗濯はさみ）はプラスチック資源に出していいますか。また、リサイクルできますか。                    | 劣化した製品プラスチックも「資源（プラスチック）」として回収します。リサイクルは様々な方法で行われるため、資源として回収可能です。   |                  | 7/10 |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類   | 小分類       | Q(質問)  | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|-------|-----------|--|---|------------------|------|
| 2-9  | 分別の方法 | ビニール製     | プラスチックとビニールの区別が分かりません。例えば、ビニール製かばんは、プラスチック資源に出していいですか。 | <p>素材がビニールだけの製品の場合は、「資源（プラスチック）」の対象です。しかし、素材がゴムの場合や、ビニール製品がプラスチックかゴムか判断に迷う場合は、「燃やすごみ」として出してください。</p> <p>また、繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの（例：靴、長靴、スニーカー、スリッパ、鞆、ハンドバッグ、ポーチ）は、リサイクルすることが困難であるため、「資源（プラスチック）」として回収できません。</p> <p>なお、ナイロン袋については、化学繊維でなく、袋の中が空であるものだけ、「資源（プラスチック）」として回収します。</p> <p>&lt;プラスチック樹脂の一部の例&gt;<br/>                     ○ポリエチレン（PE）、ポリプロピレン（PP）：ごみ袋、レジ袋、ビニール傘のビニール</p> |                  | 7/10 |
| 2-10 | 分別の方法 | 外国製       | 外国製のプラスチック資源は、どうすればいいですか。                              | 外国製のものでも素材がすべてプラスチックであれば「資源（プラスチック）」として出せます。素材が不明な場合は「燃やすごみ」として出してください。   |                  | 7/10 |
| 2-11 | 分別の方法 | プラスチック複合品 | プラスチックと他の素材が複合してできたものはプラスチックとして出せますか。                  | <p>素材がすべてプラスチックでできているものが「資源（プラスチック）」として出せます。「資源（プラスチック）」として出せるかどうかの目安の一つとして「プラマーク」があるか確認してください。</p> <p>他の素材との複合品で分解が難しいものや、プラスチックでできているか判別が難しいものは、今までどおり「燃やすごみ」または「金属・陶器・ガラスごみ」としてお出しください。</p>  | P17、P18          |      |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類   | 小分類                  | Q(質問)   | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|-------|----------------------|---|---|------------------|------|
| 2-12 | 分別の方法 | プラスチック<br>複合品        | キラキラの光っている素材は金属でできていると思うので、プラスチックとしては出せませんか。  | 銀色の部分があるなど、光る素材のものでも、金属ではなくプラスチックでできているものも多くあります。商品の表示を確認していただき、「プラマーク」があれば、「資源（プラスチック）」としてお出してください。            | P25、P28<br>p30   |      |
| 2-13 | 分別の方法 | プラスチック<br>複合品        | 金属を含むプラスチックは、プラスチック資源として出せますか。                | 金属とプラスチックの複合品で簡単に分解できない場合、金属部分が多いものは、「金属・陶器・ガラスごみ」に出してください。また、プラスチック部分が多いものは、「燃やすごみ」として出してください。                 |                  | 8/4  |
| 2-14 | 分別の方法 | プラスチック<br>複合品        | 中がピン、まわりはプラでコーティングでできているもの（薬）の出し方について教えてください。 | プラスチック部分を取り外せなければ、全部まとめて「金属・陶器・ガラスごみ」として出してください。  |                  | 8/4  |
| 2-15 | 分別の方法 | 銀紙                   | 銀紙が貼ってあるトレーもプラスチックとして出せますか。                   | 銀紙を取り除くことができれば、トレーは「資源（プラスチック）」として出せます。銀紙は「燃やすごみ」としてお出してください。銀色の部分がアルミの場合は「金属・陶器・ガラスごみ」としてお出してください。             |                  |      |
| 2-16 | 分別の方法 | 容器の<br>プラスチック<br>ラベル | プラスチック製ボトル容器や弁当容器に貼られているラベルは剥がす必要はありますか。      | プラスチック製のボトル容器や弁当容器に貼られているラベルがプラスチック製ラベルの場合は、そのラベルを剥がす必要はありません。そのまま「資源（プラスチック）」としてお出してください。                      |                  |      |
| 2-17 | 分別の方法 | 容器の<br>紙ラベル          | 醤油が入ったボトルに付いている紙製のラベルはどのように出せば良いですか。          | 紙製のラベルは取り外して「燃やすごみ」としてお出してください。<br>取り外せない場合は、そのままPETマークがある場合は「びん・かん・ペットボトル」、プラマークがある場合は「資源（プラスチック）」としてお出してください。 | P27              |      |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類   | 小分類         | Q(質問)   | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|-------|-------------|---|---|------------------|------|
| 2-18 | 分別の方法 | 印字された<br>容器 | カップ麺の容器等でその表面に印字等がされているものはプラスチックとして出して良いですか。    | 「資源（プラスチック）」としてお出しただいて問題ありません。  |                  |      |
| 2-19 | 分別の方法 | 弁当の容器       | お弁当のプラスチック製容器については、いつも切って出していますが、そのまま出してもいいですか。 | そのまま出しても、袋の中でかさばらないように切ったり、潰したりして出しても問題ありません。ただし、切る場合は、細かくなりすぎない程度としてください。                          |                  | 7/10 |
| 2-20 | 分別の方法 | 大袋          | 菓子の大袋は、小さく丸めて出してよいですか。                          | 菓子などの大袋は、そのままであったり、小さく丸めたり、折りたたんだり、切ったりしても問題ありませんが、小さくなりすぎないようにしてください。                              |                  | 8/4  |
| 2-21 | 分別の方法 | 小袋          | 菓子袋の中の小袋はどのように出せば良いですか。                         | 小袋自体がプラスチックであれば、菓子袋とともに「資源（プラスチック）」としてお出してください。   |                  |      |
| 2-22 | 分別の方法 | ふた          | ヨーグルト等のふたはどのように出せば良いですか。                        | アルミ加工されているものについては「金属・陶器・ガラスごみ」、紙の場合は「燃やすごみ」としてお出してください。容器本体については、プラマークを確認して「資源（プラスチック）」としてお出してください。 | P30              |      |
| 2-23 | 分別の方法 | ジャムのふた      | ジャムのふたは、プラスチックですか。それとも金属ですか。                    | 何も素材の表記がなく、迷う場合は、「金属・陶器・ガラスごみ」として出してください。   |                  | 7/10 |
| 2-24 | 分別の方法 | 弁当のふた       | お弁当の蓋はプラスチック資源として出していいですか。                      | プラスチック製のものであれば、「資源（プラスチック）」として出してください。  |                  | 7/10 |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類   | 小分類        | Q(質問)   | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報     |
|------|-------|------------|---|---|------------------|----------|
| 2-25 | 分別の方法 | ヤクルトのふた    | ヤクルトの蓋の素材はアルミですが、今は「燃やすごみ」に出しています。プラスチック資源回収が始まれば、アルミ素材の蓋は「金属・陶器・ガラスごみ」に出すようになりますか。 | 現在も、アルミ素材の蓋は、「金属・陶器・ガラスごみ」として出すよう案内しています。今後は、商品の表示を確認いただき、プラマークがある場合は「資源（プラスチック）」、アルミと表示されている場合は「金属・陶器・ガラスごみ」、何も表示がなければ「燃やすごみ」として出してください。             |                  | 7/10脱字訂正 |
| 2-26 | 分別の方法 | 化粧品などのキャップ | 化粧品のキャップや牛乳パックにあるキャップは、プラスチック資源に出せますか。  | 化粧品や牛乳パックについているキャップについては、「プラマーク」の表示があるかどうかをまず確認してください。「プラマーク」がある場合は、汚れを取り除いて「資源（プラスチック）」として出してください。   |                  | 9/8      |
| 2-27 | 分別の方法 | ハンガー       | プラスチック製のハンガーで、金属などプラスチック以外の部分があるものはプラスチックとして出せますか。                                  | プラスチック以外の素材が混ざっているハンガーは資源として回収できません。<br>金属部分が多いものは「金属・陶器・ガラスごみ」としてお出してください。プラスチック部分が多いものは「燃やすごみ」としてお出してください。<br>木製のものが複合しているハンガーは、「燃やすごみ」としてお出してください。 |                  |          |
| 2-28 | 分別の方法 | 保冷剤        | 保冷剤で、中身がゼリー状のものは、プラスチックとして出せますか。  | 高吸収性のポリマー等が含まれているため、分解せずに「燃やすごみ」としてお出してください。<br>中身が水100%で、袋にプラマークがあれば、水を抜いたうえで「資源（プラスチック）」としてお出してください。  |                  |          |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類   | 小分類     | Q(質問)   | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|-------|---------|---|---|------------------|------|
| 2-29 | 分別の方法 | 発砲スチロール | 発砲スチロールをプラスチックとして出す際に大きさの決まりはありますか。   | 30cm以下を目安に袋に入るように砕いてお出してください。袋の中に入れて砕くとカスが飛び散らずに済みます。   | P32              |      |
| 2-30 | 分別の方法 | 発砲スチロール | 発砲スチロールは、現状の食品用トレーやプラスチック製ボトル容器用ネットを使用しているですか。それとも、袋に入れなければならないですか。また、大きい発砲スチロールについては、砕く必要がありますか。 | プラスチック資源回収が始まる10月以降は、発砲スチロールは30cm目安に袋の中で砕いて、他のプラスチックも袋の中に一緒にまとめて出してください。どうしても厚くて砕けない場合は、そのままの状態でも、必ず袋の中に入れて出してください。     |                  | 8/4  |
| 2-31 | 分別の方法 | 発砲スチロール | 紙貼り発砲スチロールは、そのままプラスチックとして出していいですか。  | 大きな紙貼りの付いた発砲スチロールで貼り紙を簡単に剥がせない場合は、「燃やすごみ」として出してください。ただし、値札などの小さなラベルの場合、ラベルが簡単に剥がせない場合は、貼ったままでも「資源（プラスチック）」として出すことができます。 |                  | 8/4  |
| 2-32 | 分別の方法 | マイクロビーズ | マイクロビーズの入っているクッション等は、プラスチックとして出せますか。  | マイクロビーズは細かすぎて資源回収や選別処理が難しいため、別の袋に分けて「燃やすごみ」としてお出しいただくか、30cmを超えるものは「粗大ごみ」としてお出してください。                                    | P18              |      |
| 2-33 | 分別の方法 | 衣類      | ポリエステル100%の衣類は、プラスチックとして出せますか。  | 衣類は、古布として回収いたします。「資源（段ボール・紙・布類）」としてお出してください。  |                  |      |
| 2-34 | 分別の方法 | フィルム    | チョコレートなどのフィルムはプラスチックの日に出来ますか。   | フィルム類は、「資源（プラスチック）」の日にお出してください。   | P16              |      |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類   | 小分類   | Q(質問)  | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|-------|-------|--|---|------------------|------|
| 2-35 | 分別の方法 | ラップ   | ラップ等に「燃やしてもCO2でません」といった表記がある場合は、燃やすごみとして出していいですか。            | ラップ類は、プラスチック素材のため、汚れが付着している場合は軽くすすいで水気を切ってから、「資源（プラスチック）」として出してください。付着した汚れがとれない場合などは、「燃やすごみ」として出してください。 |                  | 8/4  |
| 2-36 | 分別の方法 | セロハン  | セロハンテープは、プラスチックとして出せますか。                                     | セロハンテープの素材として使われる「セロハン」は、木材を粉砕して作るパルプを主原料としています。よって、「燃やすごみ」として出してください。                                  |                  | 8/4  |
| 2-37 | 分別の方法 | テープ   | テープなど粘着性のあるものはプラスチックとして出して大丈夫ですか。                            | テープは、「燃やすごみ」として出してください。テープの場合、殆どのものが、セロハン、紙、繊維や複合素材であるためです。   |                  | 8/4  |
| 2-38 | 分別の方法 | 薬の包装  | 薬の包装は細かく分けて保存しているので、小さいのですが、どれくらいの大きさのものをプラスチックとして排出してよいですか。 | 小さいものでも、プラマークがあれば、「資源（プラスチック）」として出すことができます。他のプラスチックと一緒に1つの袋に直接入れて出してください。                               |                  | 7/10 |
| 2-39 | 分別の方法 | ネット   | 果物（りんごやなしなど）を包んでいるネットなどはプラスチックとして出せますか。                      | 多くのものは「資源（プラスチック）」として出せます。明らかにプラスチック以外のものでできているものは分別のルールにのっとってお出してください（例えば、紙製のものは「燃やすごみ」としてお出してください）。   | P16              |      |
| 2-40 | 分別の方法 | 食品トレイ | 白色トレイ以外のトレイもプラスチックとして出せますか。                                  | 色や柄が付いているトレイも、プラスチックでできているものは「資源（プラスチック）」として出せます。   | P16              |      |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類   | 小分類       | Q(質問)   | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|-------|-----------|---|---|------------------|------|
| 2-41 | 分別の方法 | インクカートリッジ | プリンターのインクカートリッジは、どのように扱えばよいですか。                     | プリンターメーカー4社（ブラザー、キャノン、エプソン、日本ヒューレット）のインクカートリッジは、区の一部施設に資源回収BOXを設置しています（区ホームページや「資源回収・ごみ収集のおしらせ」に掲載）。また、メーカーや大型家電量販店でも回収BOXを設置しています。持ち込みが難しい場合は、「燃やすごみ」として出してください。 |                  | 8/4  |
| 2-42 | 分別の方法 | ウォーターサーバー | ウォーターサーバーは、これまではペットボトルの日に回収していたが、今後はどうなりますか。        | ウォーターサーバーについては、10月以降も「びん・かん・ペットボトル」の日に出してください。  |                  | 8/4  |
| 2-43 | 分別の方法 | エア緩衝材     | エア緩衝材やスーパーの袋などは、プラマークの表示がありませんが、プラスチック資源に出してもいいですか。 | エア緩衝材やスーパーの袋などは、プラマークの表示がなくても、「資源（プラスチック）」として出せます。  |                  | 8/4  |
| 2-44 | 分別の方法 | 紙おむつ      | 紙おむつ（素材にプラスチックが一部使用されているもの）はプラスチックとして出せますか。         | 紙おむつは「燃やすごみ」としてお出してください。  |                  |      |
| 2-45 | 分別の方法 | 傘         | ビニール傘をポイ捨てされることが多いのですが、その場合は分解して出せばいいですか。           | ビニール傘は、分解できる場合は、ビニール部分は「資源（プラスチック）」として出すことができます。しかし、ごみ集積所への不法投棄の場合は、豊島清掃事務所でも回収します。また、傘は、9本以下であれば、「金属・陶器・ガラスごみ」として出すことができます。                                      |                  | 7/10 |
| 2-46 | 分別の方法 | カセットテープなど | カセットテープやレコードはプラスチック資源に出せますか。                        | カセットテープは、ビデオテープと同様に「燃やすごみ」として出してください。レコードは、プラスチック資源の対象ですが、ジャケットなどは取り外してください。  |                  | 9/8  |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類   | 小分類       | Q(質問)   | A(回答)  | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|-------|-----------|---|--|------------------|------|
| 2-47 | 分別の方法 | カミソリ      | カミソリ（持ち手等がプラスチック製のものはプラスチックとして出せますか。          | カミソリなどの刃物がついているものは、刃の部分を紙などで包み、「キケン」などの表示をして、ほかの袋とは別の袋で「金属・陶器・ガラスごみ」としてお出しください。  | P17              |      |
| 2-48 | 分別の方法 | 乾燥剤       | シリカゲルの入った乾燥剤は、プラスチック資源として出しているですか。            | 原則、「燃やすごみ」として出してください。ただし、袋にプラマークがある場合で、中身を別に捨てても安全な場合は、その袋を「資源（プラスチック）」として出してもらっても問題ありません。   |                  | 7/10 |
| 2-49 | 分別の方法 | クリアファイル   | クリアファイルは、プラスチックですか。                           | クリアファイルの素材がすべてプラスチックであれば、「資源（プラスチック）」として出せます。  |                  | 7/10 |
| 2-50 | 分別の方法 | クリーニング袋   | クリーニング屋さんから戻ってきた袋は、プラスチックとして出しているですか。         | 「資源（プラスチック）」として出せます。しかし、大きい袋は、できるだけ30cmを目安に切って出してください。   |                  | 7/10 |
| 2-51 | 分別の方法 | 化粧品のコンパクト | 化粧品のコンパクトは、「資源（プラスチック）」として出してよいですか。           | 化粧品のコンパクトは、鏡にガラスなどを使ったプラスチックの複合品であるため、その素材を確認の上、「燃やすごみ」か「金属・陶器・ガラスごみ」のいずれかとして出してください。  |                  | 9/8  |
| 2-52 | 分別の方法 | 子供のおもちゃ   | 子どものおもちゃなどはプラマークはついていないですが、プラスチックとして出しているですか。 | 子どものおもちゃなどの製品プラスチックは、プラマークがついていないので、素材のすべてがプラスチックでできていると見える場合は、「資源（プラスチック）」として出してください。ただし、電池などが入っている場合は、すべての素材がプラスチックではないため、「資源（プラスチック）」としては出さないでください。 |                  | 8/4  |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類   | 小分類       | Q(質問)   | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|-------|-----------|---|---|------------------|------|
| 2-53 | 分別の方法 | 座布団       | ポリエステル綿などの座布団は何で出せばいいですか。                     | ポリエステル綿などの座布団は、30cmを超える場合は、「粗大ごみ」に申し込んでください。30cm以下の場合は、「燃やすごみ」として出してください。               |                  | 8/4  |
| 2-54 | 分別の方法 | 浄水器カートリッジ | 浄水器のカートリッジには、一部に金属が入っていますが、プラスチック資源に出していいですか。 | まずは、取扱説明書を確認し、廃棄方法の記載があれば、その指示に従ってください。その記載がなく、金属が入っている場合は、「金属・陶器・ガラスごみ」として出してください。     |                  | 7/10 |
| 2-55 | 分別の方法 | ストロー      | ストローは、洗えば、プラスチック資源として出せますか。                   | プラスチック製のストローは、洗ってから「資源（プラスチック）」として出してください。素材が何か分からない場合や、判断に迷う場合は「燃やすごみ」として出してください。      |                  | 7/10 |
| 2-56 | 分別の方法 | 洗濯ばさみ     | 洗濯ばさみはプラスチックとして出せますか。                         | 洗濯ばさみの金属部分とプラスチック部分が分解できれば、プラスチック部分は「資源（プラスチック）」としてお出しください。分解できない場合は、「燃やすごみ」としてお出しください。 |                  |      |
| 2-57 | 分別の方法 | 掃除用ブラシ    | 掃除用のブラシについては、汚れを気にせずプラスチックで出してよいですか。          | 掃除用ブラシで、髪などが絡まっていたり、油などの汚れが取れない場合は、「燃やすごみ」として出してください。                                   |                  | 8/4  |
| 2-58 | 分別の方法 | 歯ブラシ      | 歯ブラシの分別は、どうなりますか。                             | 「資源（プラスチック）」として出してください。   |                  | 8/4  |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類   | 小分類     | Q(質問)  | A(回答)  | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|-------|---------|--|--|------------------|------|
| 2-59 | 分別の方法 | ピンチハンガー | 洗濯物を干すピンチハンガーは、金属とプラスチックが使われていますが、プラスチックとして出す場合、分解しなければ出せませんか。 | ピンチハンガーの場合、プラスチックと金属の複合品が多いため、「資源（プラスチック）」として出す場合は、分解してプラスチック部分だけを出してください。分解できない場合は、素材の占める割合で判断していただき、金属部分が多いものは「金属・陶器・ガラスごみ」として、プラスチック部分が多いものは「燃やすごみ」として、出してください。 |                  | 8/4  |
| 2-60 | 分別の方法 | ビデオテープ  | ネジ等の金属が含まれているビデオテープを「燃やすごみ」に出して問題ないのですか。                       | ビデオテープは燃やせる部分が多く、清掃工場の焼却炉への影響も少ないため、「燃やすごみ」としてお出しただいて問題ありません。  | P18              |      |
| 2-61 | 分別の方法 | ビデオテープ  | ビデオテープは燃やすごみで出すとのことですが、分解できれば分別して出してよいのですか。                    | 分解が可能で分別いただけるのであれば、プラスチック部分（テープ部分は30cmを目安に切ってください）は「資源（プラスチック）」として、ネジ等は「金属・陶器・ガラスごみ」としてお出しください。  | P18              |      |
| 2-62 | 分別の方法 | ビニールシート | ビニールシートで大きなものは、緩衝材と同じようにプラスチックとして出してよいのですか。                    | 30cmを超えるビニールシートは、「粗大ごみ」として申し込みしてください。30cm以下の場合は、「燃やすごみ」として出してください。   |                  | 9/8  |
| 2-63 | 分別の方法 | プリンター   | プリンターは、プラスチック資源に出せますか。また、建材はどうですか。                             | プラスチック製のプリンターで、30cm以下のものは、洗ってから「資源（プラスチック）」として出してください。ただし、建材で金属などが含まれている場合や、汚れが取れないものは「燃やすごみ」として出してください。   |                  | 8/4  |
| 2-64 | 分別の方法 | ボールペン   | ボールペンなど、金属が混ざっているもので、分解できない場合はどうすればよいのですか。                     | 分解できない場合は、「燃やすごみ」としてお出しください。   | P31              |      |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類   | 小分類   | Q(質問)  | A(回答)  | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|-------|-------|--|--|------------------|------|
| 2-65 | 分別の方法 | ホース   | ホースは、プラスチック資源として出してよいですか。  | ホースは、すべてプラスチックかどうかの見分けが難しいので、30cmを目安に切って、「燃やすごみ」として出してください。その理由として、ホースは、ゴムや布などの複合素材（繊維補強）のものや、接手にゴムパッキンや金属のホースバンドが付いているものがあります。また、繊維素材のものは、リサイクルが困難であるため「資源（プラスチック）」としては回収できません。 |                  | 9/8  |
| 2-66 | 分別の方法 | ボタン   | 洋服のボタンは、「資源（プラスチック）」として出した方がよいですか。                                 | プラスチック製のボタンで、洋服についているものは、そのまま古布として「段ボール・紙・布類」の日に出してください。もし、プラスチック製のボタンだけの場合は、「資源（プラスチック）」の対象となります。   |                  | 9/8  |
| 2-67 | 分別の方法 | 枕     | 枕の中に使われるプラスチックパイプは、どのように扱ったらいいですか。                                 | 枕の中に使われるプラスチックパイプなどの細かいプラスチックは、中間処理施設での選別が難しいので、「燃やすごみ」として出してください。   |                  | 8/4  |
| 2-68 | 分別の方法 | 目薬の容器 | 目薬の容器は、中を洗うことが難しいので、「燃やすごみ」として出してもよいですか。また目薬をいれるケースも「燃やすごみ」でよいですか。 | プラマークのある目薬の容器は、中身を使い切ってから、「資源（プラスチック）」として出してください。中身が残っている場合は、「燃やすごみ」として出してください。また、目薬の容器を入れるケースについても、プラマークがあれば、「資源（プラスチック）」として出してください。  |                  | 8/4  |
| 2-69 | 分別の方法 | 浴室用椅子 | 浴室用の椅子でも30cm以内ならプラスチックの日に出してもよいですか。                                | 素材がすべてプラスチックであれば、30cm以下のものは、「資源（プラスチック）」として出してください。30cmを超える場合は、「粗大ごみ」として申込してください。  |                  | 8/4  |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類   | 小分類        | Q(質問)                                       | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|-------|------------|---|---|------------------|------|
| 2-70 | 分別の方法 | ラジオ        | 小さいラジオは、どのように出せばいいですか。                      | 30cm以下のラジオは、区施設にある小型家電回収BOXに出してください。  |                  | 7/10 |
| 2-71 | 分別の方法 | ライター       | 資源回収の対象外となるものについて、ライターは分解して出せませんか。          | ライターについては、分解が難しく、危険であるため、「金属・陶器・ガラスごみ」として出すよう案内しています。分解せずに、「金属・陶器・ガラスごみ」として出してください。   |                  | 8/4  |
| 2-72 | 分別の方法 | レトルトパウチ    | レトルトパウチは、中を洗っても汚れが落ちないので、燃やすごみとして出しているのですか。 | レトルトパウチでプラマークのある場合は、「資源（プラスチック）」の対象になりますが、軽く水ですすいでも中身や汚れが取れない場合は「燃やすごみ」として出してください。  |                  | 8/4  |
| 2-73 | 分別の方法 | パック<br>注ぎ口 | 牛乳パックや醤油の容器の注ぎ口などのプラスチック部分はプラスチックとして出せますか。  | 注ぎ口などがプラスチックでできているものは、できる限り分解して「資源（プラスチック）」としてお出してください。   |                  |      |
| 2-74 | 分別の方法 | ペットボトル     | 三角マークに数字が書いてある場合の分別は、どうしたらいいですか。            | 三角マークの中に「1」の数字があり、「PET」という文字があるものは、ペットボトルです。よって、「びん・かん・ペットボトル」に出してください。<br>また、コップやお椀などの製品で、三角マークの中に「2～7」の数字があるものがあります。これは、製品プラスチックであり、「資源（プラスチック）」として出すことができます。 |                  | 7/10 |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類   | 小分類    | Q(質問)   | A(回答)  | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|-------|--------|---|--|------------------|------|
| 2-75 | 分別の方法 | ペットボトル | ペットボトルはどのように出せば良いですか。   | キャップとラベルは取り外して「資源（プラスチック）」としてお出してください。<br>ペットボトル本体は、これまで通り「びん・かん・ペットボトル」の回収日にお出してください（リサイクルルートが異なるため）。 | P22              |      |
| 2-76 | 分別の方法 | ペットボトル | ペットボトルのキャップを取る際に、残るリング状のものは、そのまま本体と一緒に「びん・かん・ペットボトル」で出しても構いませんか。            | ペットボトルのキャップを取る際に残るリング状のものは、取るのが難しいため、付いたまま本体と一緒に「びん・かん・ペットボトル」の日に出してください。                              |                  | 8/4  |
| 2-77 | 分別の方法 | ペットボトル | ペットボトルのラベルが剥がしにくい場合はどうすれば良いですか。   | 簡単に剥がせない場合は、ペットボトル本体と一緒に「びん・かん・ペットボトル」の回収日にお出しいただいても問題ありません。   |                  |      |
| 2-78 | 分別の方法 | ペットボトル | ペットボトルの本体とキャップ・ラベルを分けて回収する理由を教えてください。                                       | 「ペットボトル」と「資源（プラスチック）」は、それぞれリサイクルルートが異なるためです。   |                  | 7/10 |
| 2-79 | 分別の方法 | ペットボトル | ペットボトルのキャップについては、現在集めてスーパーに出していますが、今後は区のプラスチック資源回収に出すことになりますか。              | ペットボトルの「キャップ」は、区の資源回収、スーパーでの回収のどちらに出しても問題ありません。区に出す場合は、「資源（プラスチック）」の日に出してください。                         |                  | 7/10 |
| 2-80 | 分別の方法 | ペットボトル | ペットボトルのキャップについては、ワクチン支援の寄付となるように出していますが、区のプラスチック資源回収に出してもワクチン支援の寄付につながりますか。 | 区のプラスチック資源回収にペットボトルのキャップを出した場合、ワクチン支援の寄付にはつながりません。   |                  | 9/8  |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類   | 小分類             | Q(質問)   | A(回答)  | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|-------|-----------------|---|--|------------------|------|
| 2-81 | 分別の方法 | 洗剤などの<br>ペットボトル | 洗剤などのペットボトル容器は、ペットボトルの日に出してよいですか。               | 「びん・かん・ペットボトル」の日に回収するペットボトルは、食品用・飲料用の容器のみです。ラベル部分に、食品用・飲料用のペットボトルの識別マークとして、三角マークの中に「1」の数字の表示があるもののみとなります。洗剤などのペットボトル容器の場合は、プラマークの近くに「PET」と表示がありますが、食品用・飲料用ではないため、「資源（プラスチック）」として出してください。 |                  | 8/4  |
| 2-82 | 分別の方法 | 30cmを<br>超えるもの  | 30cmを超えるプラスチックは、分解すれば資源として出せますか。                | 原則として「粗大ごみ」になります。ただし、発泡スチロールやプラスチック製のひも、エアークッション等は分解すれば「資源（プラスチック）」としてお出しいただけます。一方で、プラスチック製の衣装ケース等は「粗大ごみ」としてお出してください。  | P32~P34          |      |
| 2-83 | 分別の方法 | 30cmを<br>超えるもの  | なぜプラスチック製のひもやエアークッションを30cm以下に切って出さなければいけないのですか。 | 選別や処理の工程の際に機械に絡まってしまう恐れがあるためです。切ることができるひもやエアークッション、砕くことのできる発泡スチロールは30cm以下を目安にお出しください。一方で、プラスチック製の衣装ケース等で30cmを超えるものは「粗大ごみ」としてお出してください。  | P33、P34          |      |
| 2-84 | 分別の方法 | 30cmを<br>超えるもの  | 大きな衣装ケース等は、自宅で切断して30cm以下にすれば、プラスチックとして出していいですか。 | 区のルールでは、切断前の大きさを判断するため、30cmを超える衣装ケース等は、「粗大ごみ」として申込してください。なお、発泡スチロール、緩衝材、クリーニングの袋、プラスチック性の梱包ひもは、30cmを目安に切ったりするなどして、「資源（プラスチック）」として回収します。  |                  | 8/4  |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類    | 小分類        | Q(質問)                                   | A(回答)  | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|--------|------------|---|--|------------------|------|
| 2-85 | 分別の方法  | 30cmを超えるもの | 30cmを超えるビニール袋はどのように出したらよいですか。           | 30cmを超えるビニール袋については、30cmを目安に切ったりするなどして小さくしてから、「資源（プラスチック）」として出してください。   |                  | 8/4  |
| 2-86 | 分別の方法  | 医療系廃棄物     | 在宅で使用するインシュリン注射の注射針は、病院と薬局どちらに出せばいいですか。 | 注射針は、購入した薬局で回収の有無を確認してください。注射針を回収している薬局ではその旨の表示が出ていたりします。また、中間処理施設では、人が資源の選別作業を行っているため、注射針が混入していると感染のリスクが高まります。絶対に「資源（プラスチック）」として出さないようお願いします。 |                  | 7/10 |
| 3-1  | 分別時の汚れ | 納豆容器       | 納豆の入れ物はプラスチックとして出せますか。                  | 水に浸して汚れを落としたり布で汚れをふき取るなどして、できるだけ「資源（プラスチック）」としてお出してください。汚れが落ちないものは「燃やすごみ」としてお出してください。  |                  |      |
| 3-2  | 分別時の汚れ | チューブ       | 歯磨き粉のチューブはどのように出せば良いですか。                | はさみでチューブを半分に切るとすすぎやすくなります。できる限り「資源（プラスチック）」として出してください。どうしても中身を取り除けないものは「燃やすごみ」として出してください。  | P24              |      |
| 3-3  | 分別時の汚れ | チューブ       | チューブ類について、硬くて切れないものはどうすればよいですか。         | 硬くて切ることができないなど、中身がうまく洗えないものについては、「燃やすごみ」としてお出しただいて構いません。   | P24              |      |
| 3-4  | 分別時の汚れ | チューブ       | チューブ類について、洗って出すのは水資源の無駄遣いになりませんか。       | 汚れがなかなか落ちない、落とすのに手間がかかるものは「燃やすごみ」としてお出しただいて構いません。  | P24              |      |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類        | 小分類           | Q(質問)  | A(回答)  | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|------------|---------------|--|--|------------------|------|
| 3-5  | 分別時の<br>汚れ | プラスチック<br>ボトル | 現在資源として回収しているシャンプーやリンスの容器は洗わず出しても良いですか。                | 中身を軽くすすいでお出してください。   |                  |      |
| 3-6  | 分別時の<br>汚れ | プラスチック<br>ボトル | 醤油が入ったプラスチックボトルもプラスチックとして出せますか。                        | ボトル本体の表記をご確認ください。醤油が入っているボトルは、ペットボトルであることが多いです。表記を確認してPETマークがある場合は、「びん・かん・ペットボトル」としてお出してください。プラマークがある場合は、「資源（プラスチック）」としてお出してください。<br>中身が取り除けないものは「燃やすごみ」としてお出してください。 |                  |      |
| 3-7  | 分別時の<br>汚れ | プラスチック<br>ボトル | 化粧品の容器やサラダ油の容器などについて、水ですすいでも油等がとれない場合はプラスチックとして出せませんか。 | 少量の油分が残っていても、「資源（プラスチック）」として出せます。油分や汚れが十分に切り切れない場合は、「燃やすごみ」としてお出してください。  | P23              |      |
| 3-8  | 分別時の<br>汚れ | プラスチック<br>ボトル | プラスチックボトルの漂白剤等、薬剤系でもすすげば回収してもらえますか。                    | プラマークがあるものは中身を軽くすすいでから、「資源（プラスチック）」として出していただければ回収します。  |                  | 8/4  |
| 3-9  | 分別時の<br>汚れ | プラスチック<br>ボトル | 殺虫剤や除草剤のプラスチックは、プラスチックとして出していいですか。                     | 殺虫剤や除草剤の容器にプラマークがあるかどうか確認してください。プラマークがある場合は、水ですすいでもらえれば、「資源（プラスチック）」として出すことができます。ただし、プラマークがないものや、人体に影響の恐れがあるものについては、危険回避のため使い切ったから、「燃やすごみ」として出してください。                |                  | 8/4  |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類        | 小分類         | Q(質問)  | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|------------|-------------|--|---|------------------|------|
| 3-10 | 分別時の<br>汚れ | 塗料          | プラスチック製容器で、中身に塗料が入っている場合は、プラスチック資源として出しているのですか。          | プラマークがあるものは、プラスチック製容器の中身を使いきって、水で中を洗ってから「資源（プラスチック）」として出してください。プラマークがないものや、中身が取り切れない場合は「燃やすごみ」として出してください。 |                  | 7/10 |
| 3-11 | 分別時の<br>汚れ | 匂い          | プラスチック製容器包装を洗って、汚れは落ちたが、臭いが落ちない場合は、プラスチック資源として出しているのですか。 | プラスチック製容器包装の臭いが取れない場合であっても、「資源（プラスチック）」として回収します。  |                  | 7/10 |
| 3-12 | 分別時の<br>汚れ | 分け方（水気）     | 水気は残っていても大丈夫ですか。   | 完全に乾かなくてもよいので、水気を軽く切ってください。   |                  | 7/10 |
| 3-13 | 分別時の<br>汚れ | 糞処理使用<br>の袋 | 猫の糞を処分する際に使用した袋の処分は、どうしたらよいのですか。                         | 動物の糞処理などに使われたビニール袋については、衛生面を考慮し、これまで通り「燃やすごみ」として出してください。  |                  | 8/4  |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類  | 小分類  | Q(質問)                              | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|------|------|------------------------------------|---|------------------|------|
| 4-1  | 広報周知 | 周知方法 | どのような方法の周知を予定していますか。               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙（広報としま）で複数回、プラスチック資源回収の本格実施の周知を行います。うち2回程度は全戸配布の予定です。</li> <li>・区民説明会を、6月～8月の間に、区内全域の区民集会室や区民ひろばなどの33か所の会場で、各会場3回、計99回開催します。</li> <li>・開始前の9月には「プラスチック分別ルールパンフレット」と、「資源回収・ごみ収集のお知らせ」の更新版等を区内全域に全戸配布します。</li> <li>・その他、区のホームページや動画（区ホームページで公開済み）やスマートフォン向けの分別収集アプリの導入（7月ごろ）などでの周知をします。</li> <li>・集合住宅については、不動産団体とも連携し、転入者への周知を図っていきます。</li> </ul> | P10              |      |
| 4-2  | 広報周知 | 冊子   | ごみの冊子はどこでもらえますか。                   | <p>「資源回収・ごみ収集のお知らせ」の冊子等については、区ごみ減量推進課や区施設（東部・西部区民事務所など）などで配布しています。</p> <p>また、来所が難しい場合は、豊島清掃事務所に連絡をしてもらえれば、収集時に配布することも可能です。</p>  |                  | 7/10 |
| 4-3  | 広報周知 | 冊子   | 「資源回収・ごみ収集のお知らせ」の冊子などは各家庭に配付されますか。 | <p>「資源回収・ごみ収集のお知らせ」（冊子）のほか、プラスチックの分別・排出に関するパンフレットもあわせて、9月上旬～中旬にかけて全世帯へ配布する予定です。また、集合住宅についても、各ポストに投函します。</p>   |                  | 8/4  |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類  | 小分類   | Q(質問)   | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|------|-------|---|---|------------------|------|
| 4-4  | 広報周知 | 周知方法  | プラスチック資源回収の周知動画のCD等がありますか。                        | 周知動画は、区のホームページ上でも公開しており、スマートフォン等からも御覧いただけますが、DVDの貸出を希望される場合は、区ごみ減量推進課までご連絡ください。なお、周知用動画は、区民ひろばにも配布し、流してもらっています。   |                  | 7/10 |
| 4-5  | 広報周知 | アプリ   | ごみ分別アプリの内容を教えてください。また、細かな出し方が分かるような機能も作ってほしいです。   | 機能の一例として、住所を設定すると、ごみ・資源を出す日が表示されたり、「金属・陶器・ガラスごみ」の日の通知機能や、分別が分からない場合に品目で検索できる機能などがあります。また、パソコン等でも見れたり、外国語表記にも対応できるよう準備を進めています。   |                  | 7/10 |
| 4-6  | 広報周知 | 集積所看板 | 集積所の看板の変更はいつ行いますか。                                | 本格実施前（9月末～10月初旬）の初回収日前に集積所看板の表示変更を行います。   | P10              |      |
| 4-7  | 広報周知 | 集積所看板 | 9月頃に集積所看板の表示替えをするとのことですが、アパートの集積所の看板も新しくしてもらえますか。 | 集積所看板の表示替えは、9月下旬にシールを貼る方法で行う予定です。集合住宅の敷地内に看板がある場合、敷地内には立ち入れないため、区ごみ減量推進課まで早めにご連絡いただければ、郵送等の方法により対応いたします。また、道路沿いにある看板であって、貼り替えがされていない場合は、区ごみ減量推進課までご連絡ください。早急に対応いたします。 |                  | 7/10 |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類  | 小分類       | Q(質問)   | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|------|-----------|---|---|------------------|------|
| 4-8  | 広報周知 | 広報        | ごみ・資源を回収後に出されることがあります。看板などに表記された「8時までに」の文字を大きくしてもらえますか。 | 看板などの表記については工夫いたします。また、8時以降にごみ・資源を出されることが多い場合、ごみ集積所に注意喚起の看板を設置することもできますので、豊島清掃事務所にご連絡ください。また、調査により不適正排出者が特定できた場合には、直接訪問して指導も行っています。           |                  | 7/10 |
| 4-9  | 広報周知 | 転入者への周知   | 転入してきた人にはどう周知していく予定ですか。                                 | 現在、転入者が区役所などで転入手続きを行う際に、「資源回収・ごみ収集のお知らせ」を配布しています。今後は、区内の不動産団体と連携してお知らせを配布するなどして、プラスチック資源回収導入の意義や、資源・ごみの適正排出に向けた意識啓発に取り組んでいきます。                |                  |      |
| 4-10 | 広報周知 | マンションへの周知 | マンションの場合、管理人がゴミ・資源について知らない場合もあると思うので周知してもらえますか。         | 一定規模のマンション等については、区職員が直接訪問して、当該集合住宅の管理人や管理会社に対し、周知を図っています。また、必要に応じて、マンション管理組合の理事会等で説明を行う「出前説明会」も開催しています。その他にも、宅建協会や不動産協会を通じて会員の皆様への周知を依頼しています。 |                  | 7/10 |
| 4-11 | 広報周知 | 外国人への周知   | 外国人に対してはどう周知していく予定ですか。                                  | 区のホームページに多言語バージョンのパンフレットやプラスチックの分別・排出に関する動画をアップしていく予定です。そのほか、スマートフォン向けごみ分別アプリの導入など、様々な媒体を活用した周知を検討していきます。                                     |                  |      |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類  | 小分類     | Q(質問)                                       | A(回答)  | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|------|---------|---|--|------------------|------|
| 4-12 | 広報周知 | 外国人への周知 | HP等で外国語版のものはありますか。                          | <p>「資源回収、ごみ収集のお知らせ」の冊子については、英・中・韓の3か国語、簡易版については、8か国語まで対応しており、ホームページ上でも公開しています。</p> <p>また、集積所看板にあるQRコードをスマートフォンで読み込んでいただくと、8か国語対応のホームページに案内され、内容が確認できます。</p> <p>10月からの区内全域でのプラスチック資源回収に向けて、現在、冊子類や集積所看板の更新作業を行っております。9月に入ってから全戸別配布や貼り替えを行いますが、多言語版が必要な場合は、区ごみ減量推進課までご連絡ください。豊島清掃事務所等でも配布いたします。</p> <p>それ以外にも、ごみ集積所での外国語版の警告看板等が必要な場合は、豊島清掃事務所までご連絡ください。</p> |                  | 7/10 |
| 4-13 | 広報周知 | 環境学習    | 学校で子どもたちにも周知することは考えていますか。                   | 小学生を対象にした「リサイクル出前講座」などで周知していくことを検討しています。   |                  |      |
| 4-14 | 広報周知 | 意識向上    | 区民のプラスチックリサイクルへの意識を向上させるためにどのような方法を考えていますか。 | 3Rによるごみの減量、適正排出を含めて継続的に周知を行っていきます。また、プラスチック資源回収によるCO2排出量の削減効果を示すなどして、区民の方の関心を高めていきます。  |                  |      |
| 5-1  | 事業全般 | 回収の回数   | プラスチックの回収は週1回で足りませんか。                       | 他区でも「資源（プラスチック）」の回収は週1回となっています。各家庭で一週間で出るプラスチックは45ℓの袋で1袋（多くて2袋）と想定しているため、週1回の回収で対応できると考えています。  |                  |      |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類  | 小分類      | Q(質問)  | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|------|----------|--|---|------------------|------|
| 5-2  | 事業全般 | 回収の回数    | プラスチック資源回収が始まると、燃やすごみが減るので、燃やすごみを週1回にした方が良いのではないですか。 | 「燃やすごみ」には生ごみが入っているため、衛生面や臭いを考慮して今までどおり週2回の収集とします。   |                  |      |
| 5-3  | 事業全般 | 開始時期     | 今後、プラスチック資源回収を区内全域で実施する場合、事前に周知していく予定ですか。            | 区内全域での本格実施については、令和5年10月に開始します。実施する際には、丁寧に分かりやすく事前周知を行います。   |                  |      |
| 5-4  | 事業全般 | 開始時期     | 10月から開始とありますが、今からプラスチックを分別して排出していいですか。               | プラスチック資源回収のモデル事業実施地域以外の地域については、10月になったらプラスチックの資源回収を実施します。10月の最初の「段ボール・紙・布類」の日が、1回目の「資源（プラスチック）」の回収日となります。それまでは、現行の分別ルールでの排出をお願いします。 |                  | 8/4  |
| 5-5  | 事業全般 | 回収業者     | 「段ボール・紙・布類」と同じ日にプラスチックを出すとのことですが、回収する業者は同じですか。       | 「段ボール・紙・布類」を回収する業者と「資源（プラスチック）」を回収する業者は別となる予定です。そのため、どちらかが先に回収され、もう一方が一時的に残っているような状況が想定されます。  |                  |      |
| 5-6  | 事業全般 | 回収車両のタイプ | 「資源（プラスチック）」を回収する車両としては、どのような車両が使われますか。              | プラスチック資源回収のモデル事業の実施に当たって、回収に使用している車両タイプは、「小型プレス車」と「軽小型貨物車」です。「軽小型貨物車」は狭小道路用として使用しています。本格実施についても同様のものを使用する予定です。                      |                  | 9/8  |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類  | 小分類   | Q(質問)   | A(回答)  | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|------|-------|---|--|------------------|------|
| 5-7  | 事業全般 | リサイクル | 中間処理施設はどこにありますか。また、見学は可能ですか。  | 豊島区の現在の中間処理施設は、足立区にあるトベ商事の作業所です。今のところ、施設見学の施設への直接申込みの受付はしていません。しかし、毎年、区ごみ減量推進課の主催による清掃担当者を対象として、中間処理施設などの見学会を開催しているところです。  |                  | 8/4  |
| 5-8  | 事業全般 | リサイクル | プラスチックに限らず、集めている資源やごみは最終的にどうなるのですか。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「資源」として回収された、プラスチック、びん、缶、ペットボトル、紙類、段ボール、古布類は、新たな商品や燃料などに生まれ変わります。また、びんはきれいに洗浄して再使用されたり、細かく砕いてびんを作る際の材料になります。衣類は中古衣料として再使用されたり、工業用の雑布として再使用されます。</li> <li>・「燃やすごみ」は清掃工場で焼却され、焼却灰・飛灰の一部はセメントなどの原料となります。残渣は東京都の最終処分場へ運ばれて埋め立てられます。</li> <li>・「不燃ごみ」や「粗大ごみ」は、金属部分（鉄・アルミ）などリサイクルできる部分を取り除いた後、東京都の最終処分場へ運ばれて埋め立てられます。</li> </ul> |                  |      |
| 5-9  | 事業全般 | リサイクル | 納豆の容器や調味料の小袋などを細かくプラスチック資源として分別していますが、どれだけのものがリサイクルされずに「燃やすごみ」となるのか教えてください。 | 区民から出された「資源（プラスチック）」は、中間処理施設で選別処理を行い、リサイクルできるもの、そうでないもの（「残渣」）の重量の報告を受けています。今後は、そうした数値の公表についても検討してまいります。  |                  | 7/10 |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類  | 小分類   | Q(質問)  | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|------|-------|--|---|------------------|------|
| 5-10 | 事業全般 | リサイクル | <p>プラスチックは何パーセント燃やしていますか。燃やすごみに含まれているプラスチックの率と、回収したプラスチックのサーマルリサイクルの率を教えてください。</p> | <p>豊島区における廃プラスチック処理の変遷として、平成19年度までは「不燃ごみ」として収集し、中央防波堤にある東京都の埋立施設にそのまま埋め立てていました。平成20年度からは、埋立施設の延命化を図るため、焼却炉の高性能化などを背景に「燃やすごみ」として収集し、サーマルリサイクル（焼却処分）として処理しています（食品用トレイとプラスチック製ボトル容器を除く）。</p> <p>そして、現状における区の資源化率は約20%（プラスチックを含む）となっています。</p> <p>また、モデル事業等で回収した資源（プラスチック）は、各家庭から回収したプラスチックのうち約9割が中間処理施設から再商品化事業者へ引き渡されています。</p> |                  | 8/4  |
| 5-11 | 事業全般 | リサイクル | <p>プラスチック資源のリサイクル方法である「マテリアルリサイクル」と「ケミカルリサイクル」の比率はどうなっていますか。</p>                   | <p>令和5年度時点での豊島区における再商品化ルートについては、その大部分を「材料（マテリアル）リサイクル」が占めています。</p> <p>なお、日本容器包装リサイクル協会のルートを利用しているため、毎年入札によりリサイクルする再商品化事業者やリサイクルの手法も変わる可能性があります。</p>   |                  | 8/4  |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類  | 小分類   | Q(質問)   | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|------|-------|---|---|------------------|------|
| 5-12 | 事業全般 | リサイクル | <p>リサイクルの再商品化とは、具体的にどのような事業者がどういった処理をして、どのようにリサイクルしていますか。</p> | <p>令和5年度時点での豊島区における再商品化ルートについて、プラスチック製容器包装については、日本容器包装リサイクル協会ルートにより、JFEプラリソース（株）、エム・エム・プラスチック（株）の2社が選定されています。この2社においては、材料リサイクルの手法により、プラスチックの原料となるペレットや物流用パレットなどのプラスチック商品が作られています。</p> <p>また、製品プラスチックについては、ケミカルリサイクルの再商品化事業者である（株）レゾナック（旧昭和電工）によって、ガス化等の燃料にリサイクルされています。</p> <p>上記のリサイクル方法で、特に日本容器包装リサイクル協会ルートの場合、入札により再商品化事業者を選定されるため、毎年、再商品化事業者が変わる可能性があります。なお、この入札結果は、日本容器包装リサイクル協会のホームページに掲載されています。</p> |                  | 8/4  |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類  | 小分類   | Q(質問)  | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|------|-------|--|---|------------------|------|
| 5-13 | 事業全般 | リサイクル | プラスチック資源のリサイクルがしっかりできていれば協力したいと考えますが、どこまで区が責任をもって確認するのですか。 | <p>豊島区では、プラスチック資源回収の選別・保管に関する委託事業者（中間処理事業者）から資源回収量等の報告書を徴収し、適正に業務が遂行されているかのチェックをしています。</p> <p>そして、中間処理事業者等の契約についても、一定期間ごとに見直しを行うとともに、もし履行内容に問題が生じた場合は、その指導等も行います。</p> <p>また、町会の清掃担当者を対象にした中間処理施設の見学会等も通じて、プラスチック資源化の工程等も確認もさせていただいております。今後は、そのような機会を多くの皆様に設けられるよう検討してまいります。</p> |                  | 8/4  |
| 5-14 | 事業全般 | リサイクル | 「資源（プラスチック）」の再商品化量などについては公表される予定ですか。                       | <p>区が回収したプラスチック製容器包装については、（公財）日本容器包装リサイクル協会ルート通じて再商品化事業者へ引き渡しを行っています。その協会のHP上では、各自治体の入札情報（再商品化事業者、受入予定数量等）や、協会全体での再商品化量の概要を公開しています。区でも、中間処理施設への搬入量や再商品化事業者への出荷量について公開する方向で検討してまいります。</p>  |                  | 9/8  |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類  | 小分類   | Q(質問)                                     | A(回答)  | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|------|-------|---|--|------------------|------|
| 5-15 | 事業全般 | 事業系ごみ | 事業系ごみも多いので、区内の事業者にも働きかけてリサイクルを推進してもらえますか。 | 令和4年4月のプラスチック資源循環促進法の施行により、プラスチックの製造事業者は、設計段階で環境に配慮した素材を使ったり、リサイクルしやすいようにするなど、事前に国に計画書を提出するようになっています。また、使い捨てプラスチックを提供する事業者に対しても、消費者への提供の有無や、代替品への切り替えなどを求めています。<br>また、豊島区においては、条例により、延べ床面積が1,000㎡を超える事業系大規模建築物に対して、廃棄物の減量と資源化を促進するための再利用計画書の提出を求めたり、立入検査を実施するなどの対策を講じています。 |                  | 8/4  |
| 5-16 | 事業全般 | 事業系ごみ | 事業者が、プラスチック資源を区の回収に出す場合、事業系シールの貼付は必要ですか。  | 区のごみ収集、資源回収を利用できるのは、1日の排出量が10kg未満で、従前から区の収集を利用している事業者のみとなります。事業活動で出たプラスチックは、家庭から出たプラスチックと分けて、必ず排出量に応じた事業系有料ごみ処理券を貼ってください。  |                  | 8/4  |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類  | 小分類   | Q(質問)                               | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|------|-------|-------------------------------------|---|------------------|------|
| 5-17 | 事業全般 | 事業系ごみ | 大学や事業所から出るプラスチックなどは、どのように処理されていますか。 | 大学や事業所から排出されているごみ・資源については、廃棄物処理法等の法令に基づき分別を行い、一般廃棄物や産業廃棄物の許可を持った収集事業者に出すことになっています。<br>また、大学等の学生寮から寮生が出すごみ・資源については、家庭ごみ扱いとなり区が収集を行うため、区のルールに従って分別・排出するよう周知・徹底を図っていきます。 |                  | 8/4  |
| 5-18 | 事業全般 | 出前説明会 | 今回の区民説明会以外にも、個別に説明会を開催してもらえますか。     | 地域の集まりや集合住宅、町会の役員会等を対象とした説明会も実施いたします。ご希望の場合は、ごみ減量推進課までご連絡ください。（☎03-4566-2623）<br>事業開始前だけでなく、始まった後も対応いたします。<br>少ない人数のお集まりでも、対応いたします。                                   |                  |      |
| 5-19 | 事業全般 | 出前説明会 | 個別に説明会を開催してもらうには、何名ぐらい参加人数が必要ですか。   | 参加人数が何名でも実施いたしますが、できれば10名程度お集まりいただくと助かります。  |                  |      |
| 5-20 | 事業全般 | 出前説明会 | 出前説明会は、土・日・祝日でも開催してもらえますか。          | 出前説明会は、平日だけでなく、土・日・祝日や夜間（午後7時）の開催にも対応しています。しかし、複数回開催希望の場合は、参加者が重複しないようにご調整をお願いいたします。  |                  | 9/8  |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類  | 小分類    | Q(質問)   | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|------|--------|---|---|------------------|------|
| 5-21 | 事業全般 | 過去の経緯  | 昔は、プラスチックは「不燃ごみ」として収集していたと思いますが、それが今は「燃やすごみ」となり、今度は資源回収と変更される理由は何ですか。 | 平成19年度までは、プラスチックは「不燃ごみ」として収集し、東京湾岸の埋立施設にそのまま埋められていました。しかし、埋立施設の延命化を図るため、清掃工場での焼却技術の向上とともに、燃やす際の廃熱利用を目的としたサーマルリサイクルが推進され、平成20年度から廃プラスチックは「燃やすごみ」として収集し、焼却処理するようになりました。<br>その後、リサイクル技術の進歩とともに、深刻化する環境問題への対応と資源循環型社会の構築を目指し、令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行され、区市町村にはプラスチックを資源として回収することが努力義務化されました。こうした動きを受けて、豊島区はSDGs未来都市として、「ゼロカーボン社会の実現」に向けて、プラスチック資源回収を行う決定をしました。 |                  | 8/4  |
| 5-22 | 事業全般 | 他区との比較 | プラスチック資源回収について、他区の実施状況を教えてください。                                       | 令和4年12月1日現在、プラスチック製容器包装全品目を資源として回収しているのは14区です。<br>また、製品プラスチックを含む全てのプラスチックを資源回収しているのは千代田区、港区の他、令和4年7月には渋谷区、10月には北区（一部地域）で開始されました。  |                  |      |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類  | 小分類    | Q(質問)   | A(回答)  | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|------|--------|---|--|------------------|------|
| 5-23 | 事業全般 | 他区との比較 | 豊島区以外の区について、同じタイミングでプラスチック資源回収を行うのですか。            | プラスチック資源回収は区ごとに実施するため、同じタイミングでスタートはしません。豊島区では、令和5年4月から一部地域でモデル事業を実施しています。  |                  |      |
| 5-24 | 事業全般 | 他区との比較 | 23区のプラスチック回収量を比較したグラフを見ると、他区に比べて豊島区が少ないのはどうしてですか。 | 豊島区よりも回収量が多い区は、すでにプラスチック資源回収（プラスチック製容器包装全品目、港区、千代田区は製品プラスチックも含む）を実施している区になります。豊島区は現在、食品用トレーやプラスチック製ボトルのみ資源回収しているため、回収量に大きな差が出ています。 |                  |      |
| 5-25 | 事業全般 | 全国の状況  | プラスチック資源回収は全国的に行われるものですか。                         | プラスチック資源循環促進法が令和4年4月に施行されたことに伴い、自治体にはプラスチックを資源として回収することが努力義務化され、全国的に取り組むべき事項となりましたが、導入時期などは各自治体によって異なります。                          |                  | 8/4  |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類  | 小分類     | Q(質問)   | A(回答)  | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|------|---------|---|--|------------------|------|
| 5-26 | 事業全般 | 水資源への配慮 | プラスチック製容器包装を水で軽くすすぐとのことですが、水資源についてはどのように考えていますか。  | 水も貴重な資源なので、汚れなどが付着したプラスチックを水ですすぐ場合は、残り水を使用するなどの案内をしています。   |                  | 8/4  |
| 5-27 | 事業全般 | 燃やすごみ   | プラスチックの資源回収が始まれば、「燃やすごみ」は少なくなると思うが、清掃工場での焼却する回数も減りますか。  | 月曜から土曜まで各地域の「燃やすごみ」を収集して、工場に搬入するため、工場は毎日焼却稼働しています。その一方で、プラスチックが資源に回ることで、「燃やすごみ」の量が減り、工場から排出されるCO2の量も減ります。          |                  | 8/4  |
| 5-28 | 事業全般 | 燃やすごみ   | プラスチック資源回収が始まると、「燃やすごみ」の量が減るはずなので、「燃やすごみ」の収集時間がこれまでより短くなると思われます。そのため、「燃やすごみ」の排出時間を今の朝8時より遅くできませんか。朝8時までに排出することが難しい人もいるので、排出時間を遅くしてもらえると区民も便利になるのではないのでしょうか。 | プラスチック資源回収の導入により、「燃やすごみ」の量は減少する一方で、近年集積所の分散などにより、集積所の数が増加傾向にあります。こうした状況も踏まえて、「燃やすごみ」の収集開始時間を遅くすることができるかの判断をしていきます。 |                  | 8/4  |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類  | 小分類  | Q(質問)  | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|------|------|--|---|------------------|------|
| 5-29 | 事業全般 | コスト  | プラスチック資源回収にかかるコストはどのくらいですか。  | 概算ですが、区内全域で実施した場合、年間5億円程度かかる見込みです。東京都の補助金が最大4年間利用できるもので、活用していく予定です。   |                  |      |
| 5-30 | 事業全般 | 導入効果 | プラスチックリサイクル導入の効果として、CO2削減があげられていますが、リサイクルの際に溶かしたりすることで、焼却するのと同じような影響が出たりすることはありませんか。 | プラスチックを新たに資源として回収したり、リサイクルする際にCO2が発生しますが、「燃やすごみ」として収集・運搬・焼却処理するよりもCO2の発生量を抑えることができます。   |                  |      |
| 5-31 | 事業全般 | 本格実施 | プラスチックのリサイクルに当たっては、収集運搬、選別・保管の業務について、外部委託しているようですが、区はその委託業務の状況を把握される予定ですか。           | モデル事業実施に当たって、「資源（プラスチック）」の収集・運搬や選別・保管の業務を委託する事業者に対して、委託契約に係る仕様書等で請負業務に関する事項を詳細に明示しており、もし不適切な行為があれば区が是正指導するようになっております。また、集積所から中間処理施設への搬入量や、中間処理施設から再商品化事業者への引渡し量等に関する報告書の提出を求めており、業務が適正に履行されているか内容をチェックしています。本格実施についても同様に行う予定です。 |                  | 9/8  |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類  | 小分類  | Q(質問)  | A(回答)  | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|------|------|--|--|------------------|------|
| 5-32 | 事業全般 | 本格実施 | <p>「プラスチックの資源回収に5億円かかる」とありますが、CO2削減の費用対効果について区はどのように評価されていますか。また、その評価に対して、分別に費やされる区民の負担は評価されているのでしょうか。また、説明会の費用もいくら掛かっているのでしょうか。</p> | <p>このたびのプラスチック資源回収事業の実施は、プラスチックの生産等が、多くのCO2を排出し、気候変動や海洋プラスチック問題などの地球規模の環境問題を引き起こしている現状に鑑み、SDGs未来都市である本区が、ゼロカーボン戦略の取組みの一環としての実施を決定したものです。本事業の実施による、ごみの減量は、23区共通の課題である、ごみ処理最終処分場の延命化にも資するものと考えております。</p> <p>また、本事業の実施で見込まれるCO2削減量は、プラスチックの中間処理施設での選別や再商品化する際に発生するCO2の想定排出量を除して算出したものです。</p> <p>しかし、区民の皆様が分別する際に発生するCO2排出量などは想定しておりません。これを数値化することは、家族構成や分別状況、集合住宅の規模や管理方法なども異なることから困難です。また、都がホームページで公表しているCO2削減効果も個人の活動に関するCO2排出量までは含まれておりません。</p> <p>なお、区民説明会の費用は、資料の作成・印刷を職員が行うなど、経費の削減に努めているところです。</p> |                  | 7/10 |

<参考> モデル事業の関係について

| No. | 大分類   | 小分類 | Q(質問)            | A(回答)  | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|-----|-------|-----|------------------|--|------------------|------|
| 6-1 | モデル事業 | 開始日 | モデル事業の開始日はいつですか。 | <p>令和5年4月1日です。初回の回収日は地域により異なります。</p> <p>(4月最初の「段ボール・紙・布類」の日が「資源(プラスチック)」の初回回収日です。)</p> |                  |      |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類   | 小分類     | Q(質問)  | A(回答)  | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|-------|---------|--|--|------------------|------|
| 6-2  | モデル事業 | 実施前     | モデル事業が始まる前に、試験的にプラスチックを資源として出してもいいですか。               | 「資源（プラスチック）」を回収するルートが現在はないので、令和5年4月からお出してください。   |                  |      |
| 6-3  | モデル事業 | 実施期間    | モデル事業の実施期間はいつまでですか。                                  | モデル事業の期間は設けておらず、以前までの分別ルールに戻す予定はありません。モデル事業実施後、実施地域以外の地域にもプラスチック資源回収を導入し、令和5年10月から区内全域での本格実施に移行します。                          |                  |      |
| 6-4  | モデル事業 | 実施地域の選定 | モデル事業の実施地域はどのように選んだのですか                              | 区政連絡会の単位で区内を12地区に分けており、その12地区に所属している町会のいずれかが必ずモデル事業実施地域に入るように考えました。そのうえで、丁目の中で「ダンボール・紙・布類」の資源回収曜日が分かれていない地域をピックアップして選定しました。  |                  |      |
| 6-5  | モデル事業 | モデル事業   | モデル事業として先行実施した意味を教えてください。                            | 区民の皆様のプラスチック資源回収に関する理解度や排出状況、収集車両やルートなどの収集体制検証等を行うために区内一部の地域でモデル事業を実施しました。モデル地域での実施状況を踏まえ、10月からの区内全域での本格実施が円滑にいくよう準備を進めています。 |                  | 7/10 |
| 6-6  | モデル事業 | 異なる回収日  | 住んでいるマンションでは、資源などの回収曜日が通常とは違いますが、モデル事業実施地域にあてはまりますか。 | モデル事業実施地域にあてはまります。回収の曜日などについては、個別にご相談させていただくこととなります。なお、回収曜日が異なる集合住宅や規模の大きい集合住宅については、1月から順次訪問し、ご相談を開始いたしました。                  |                  |      |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類   | 小分類   | Q(質問)   | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|-------|-------|---|---|------------------|------|
| 6-7  | モデル事業 | ルール変更 | モデル事業を行う中で問題が出た場合はルールなどを変更するのですか。                               | モデル事業を実施する中で、改善すべき事項があれば随時見直しを検討します。その上でルールを変更する場合もあり得ます。   |                  |      |
| 6-8  | モデル事業 | 本格実施  | 区内一部の地域でのモデル事業実施ということですが、その他の地域を含め区内全域でプラスチック資源回収が導入されるのはいつですか。 | 区内全域での本格実施については、令和5年10月に開始します。モデル事業の実施地域にその他の地域を加える形で、区内全域でのプラスチック資源回収を実施します。   |                  |      |
| 6-9  | モデル事業 | 回収の回数 | プラスチック資源回収の回収頻度が週1回では少ないのではないですか。モデル事業でそのような意見はなかったのですか。        | 区で1年間で収集する「燃やすごみ」約5万トンのうち約2千トンが「資源（プラスチック）」に移行すると想定おり、想定量や既にプラスチック資源回収を実施している他自治体を参考に、回収回数を週1回とさせていただきました。また、モデル事業の実施地域で行ったアンケート調査では、回収頻度を増やしてほしいという意見は約1割でした。回収頻度については、本格実施後の回収量や区民の声等を踏まえながら判断してまいります。  |                  | 7/10 |
| 6-10 | モデル事業 | モデル事業 | モデル事業の実施地域で実際にプラスチック資源回収を行っている区民の感想はどうですか。                      | モデル事業の実施地域で行ったアンケート調査では、「分別が簡単だった」又は「普通だった」と回答した人が6割で、「プラスチックの分別を行っている」と回答した人は8割でした。残りの2割の人はプラスチックを「燃やすごみ」として出しており、その理由としては、「水洗いに手間が掛かる」とか、「分別方法が分からない」というものでした。また、「プラスチックの分別が必要である」と8割の人が感じていることが分かりました。 |                  | 7/10 |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類         | 小分類         | Q(質問)                         | A(回答)  | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|-------------|-------------|-------------------------------|--|------------------|------|
| 6-11 | モデル事業       | モデル事業       | モデル事業でのプラスチック回収量などの検証はしていますか。 | モデル事業実施地域における、4月の時点のプラスチック資源回収量は、想定（24.1g）の半分ほどでしたが、第2週、第3週となると徐々に回収量も増え始め、一人1日当たりのプラスチック資源回収量は、20gくらいになりました。  |                  | 7/10 |
| 7-1  | モデル事業<br>周知 | 周知方法        | どのような方法の周知を予定していますか。          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル事業の開始前には、実施地域で各4回の区民説明会を行います。（実施済み）</li> <li>・令和5年3月には「プラスチック分別ルールパンフレット」と、「資源回収・ごみ収集のお知らせ」の更新版をモデル事業の実施地域に全戸配布します。（配布済み）</li> <li>・その他、区のホームページや広報紙でのお知らせ、動画（区ホームページで公開済み）やスマートフォン向けの分別収集アプリの導入などでの周知を予定しています。</li> <li>・集合住宅については、転入者への周知を依頼するなど、不動産団体と連携した周知を検討しています。</li> </ul> |                  |      |
| 7-2  | モデル事業<br>周知 | 集積所看板       | 集積所の看板の変更はいつ行いますか。            | モデル事業開始前の令和5年3月に集積所看板の変更（シールの貼付）を行う予定です。   |                  |      |
| 7-3  | モデル事業<br>周知 | 転入者への<br>通知 | 転入してきた人にはどう周知していく予定ですか。       | 現在、転入者が区役所などで転入手続きを行う際に、「資源回収・ごみ収集のお知らせ」を配布しています。今後は、区内の不動産団体と連携してお知らせを配布するなどして、プラスチック資源回収導入の意義や、資源・ごみの適正排出に向けた意識啓発に取り組んでいきます。   |                  |      |

豊島区プラスチック資源回収に関する区民説明会（本格実施）Q&A

令和5年9月更新版

| 新No. | 大分類         | 小分類         | Q(質問)                                       | A(回答)   | 区民説明会資料<br>参照ページ | 更新情報 |
|------|-------------|-------------|---|---|------------------|------|
| 7-4  | モデル事業<br>周知 | 外国人への<br>通知 | 外国人に対してはどう周知していく予定ですか。                      | 区のホームページに多言語バージョンのパンフレットやプラスチックの分別・排出に関する動画をアップしていく予定です。そのほか、スマートフォン向けごみ分別アプリの導入など、様々な媒体を活用した周知を検討していきます。 | /                |      |
| 7-5  | モデル事業<br>周知 | 環境学習        | 学校で子どもたちにも周知することは考えていますか。                   | 小学生を対象にした「リサイクル出前講座」などで周知していくことを検討しています。  |                  |      |
| 7-6  | モデル事業<br>周知 | 意識向上        | 区民のプラスチックリサイクルへの意識を向上させるためにどのような方法を考えていますか。 | 3Rによるごみの減量、適正排出を含めて継続的に周知を行っていきます。また、プラスチック資源回収によるCO2排出量の削減効果を示すなどして、区民の方の関心を高めていきます。                     |                  |      |